

# 『生前契約』の手続きについて

生前契約のお申込みから契約までの手続きは次の通りです。

手続きはすべて郵送で行わせていただきます。

## 1. 申込み

- 申込書(生前)に必要事項を記入・押印のうえ所属教会の教会長の押印をいただいて、ご本人から佼成霊園宛に郵送してください。(記入例をご参照ください)
- ご夫婦等でもお一人お一人とのご契約となります。おひとりごとに1枚ずつ申込書をご記入ください。

## 2. 申込み受付後の手続き……佼成霊園の手続き

- お申込みの内容に応じた『佼成霊園永代供養墓使用契約書』(2通)と『永代供養料払込用紙』をお送りいたします。

## 3. 契約の手続き……契約者様の手続き

- 『佼成霊園永代供養墓使用契約書』(2通)を確認の上、2通ともに本名で署名し、実印を押印してください。
- 契約書1通だけに400円の収入印紙を貼付し、割印をしてください。(1通は佼成霊園で貼付します)
- 同封の払込用紙で永代供養料を払い込みください。
- 次の書類を霊園宛に返送してください

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 署名押印済み契約書(2通:うち1通は収入印紙貼付)</li><li>② 契約者の『戸籍謄本』(1通)</li><li>③ 契約者印の『印鑑登録証明書』(1通)</li></ul> |
|---|

## 4. 契約の完了

返送いただいた書類を確認し、永代供養料の入金を確認できた時点で契約の完了となります。佼成霊園より次の書類をお送りいたします。

- 佼成霊園管理者が押印した契約書(1通)
- 永代供養料領収証
- 永代供養墓登録者証